

# 鎌倉市大規模盛土造成地マップ

## はじめに

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震や東日本大震災では、大規模に谷や沢を盛土して造成された宅地で盛土部分が崩れる「滑動崩落」が発生し、宅地や周辺の公共施設などに多数の被害が発生しました。そのため、国は地震による被害を未然に防止・軽減し宅地の安全性を確保するため、宅地造成等規正法を改正し、「宅地耐震化推進事業」を創設しました。

鎌倉市においても、皆様がお住まいの場所が盛土して造成された宅地であるかを把握できるように、国が調査の手法等を定めた「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」(以下「ガイドライン」とします。)に基づき、「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表するものです。

## 大規模盛土造成地とは

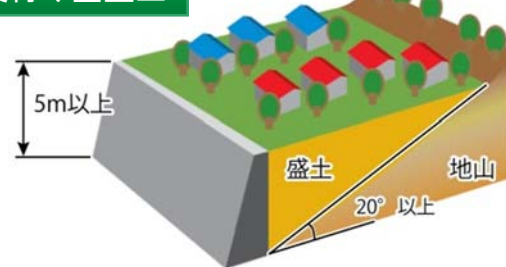
盛土造成地には、谷や沢を盛土した「谷埋め型」、傾斜地を盛土した「腹付け型」の二種類があります。そのうち、次のいずれかの要件を満たすものを「大規模盛土造成地」としています。

### 谷埋め型盛土



谷や沢を埋めた、面積が3,000㎡以上の盛土

### 腹付け型盛土



傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の盛土

(画像はガイドライン等より)

## この調査方法及びマップについて

平成27年度鎌倉市では、ガイドラインに基づき、大規模盛土造成地の位置と規模の把握を目的とした調査を行いました。

市域のうち山林や主な河川などを除いた区域を調査対象とし、現況地形図と宅地造成前の旧地形図や旧空中写真を電子化したものをコンピュータ上で重ね合わせ、宅地造成後の標高が宅地造成前より高くなっている範囲のうち、ガイドラインで定められた規模以上のものを大規模盛土造成地として判定しています。

このマップでは、新旧の地形図等をもとに大規模盛土造成地を抽出したものです。



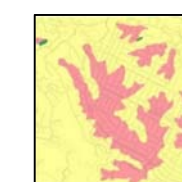
現況地形図



旧地形図・旧空中写真



重ね合わせによる判定



盛土造成地の位置の把握

## 大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1.なぜ大規模盛土造成地マップを公表するのですか？

A1.大規模盛土造成地マップの公表は、市内にある大規模盛土造成地の位置や規模を示すことで、大規模盛土造成地は身近に存在するものであることを皆様にご存知いただくことを目的としています。

Q2.「滑動崩落」とはどのような現象ですか？

A2.「滑動崩落」(かつどうほうらく)は、地震等発生時に、造成宅地の盛土全体または大部分が盛土の底面部を滑るようにして流動・崩落する現象です。

Q3.マップに示されている「大規模盛土造成地」は、危険ということですか？

A3.大規模盛土造成地マップに表示した大規模盛土造成地は、造成する前と造成した後の地形図等を重ね合わせ抽出したおおむねの位置、規模及び種類を把握したものであり、地震時等にただちに危険であるということではありません。

Q4.公表されたマップでは自分の敷地が入っているかよく判らないのですが、もっと詳細な図はありますか？

A4.都市調整部開発審査課窓口(本庁舎3階)にて1/10,000の縮尺の調査図が閲覧できます。

Q5.大規模盛土造成地に自分の敷地が入っていますが、今後、土地の開発や建物の建築の際に何か特別な手続きが必要となりますか？

A5.大規模盛土造成地に敷地が入っていても、特別な手続きが必要になることはありません。また、建築や造成宅地開発の場合でも、特別な手続きが加わることはありません。

Q6.土地等売買の際に、大規模盛土造成地に入っているかどうかを、重要事項説明書に記載する必要がありますか？

A6.大規模盛土造成地について、重要事項説明書に必ずしも記載すべきものではありません。

## 【宅地耐震化に関するホームページ】

宅地防災／国土交通省

URL: <http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

## 【お問い合わせ先】



鎌倉市  
kamakura city

鎌倉市 都市調整部 開発審査課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話: 0467-61-3576 FAX: 0467-23-6939

URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

詳しくは

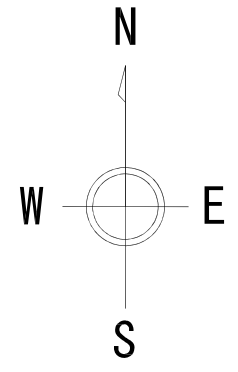
鎌倉市 大規模盛土

検索

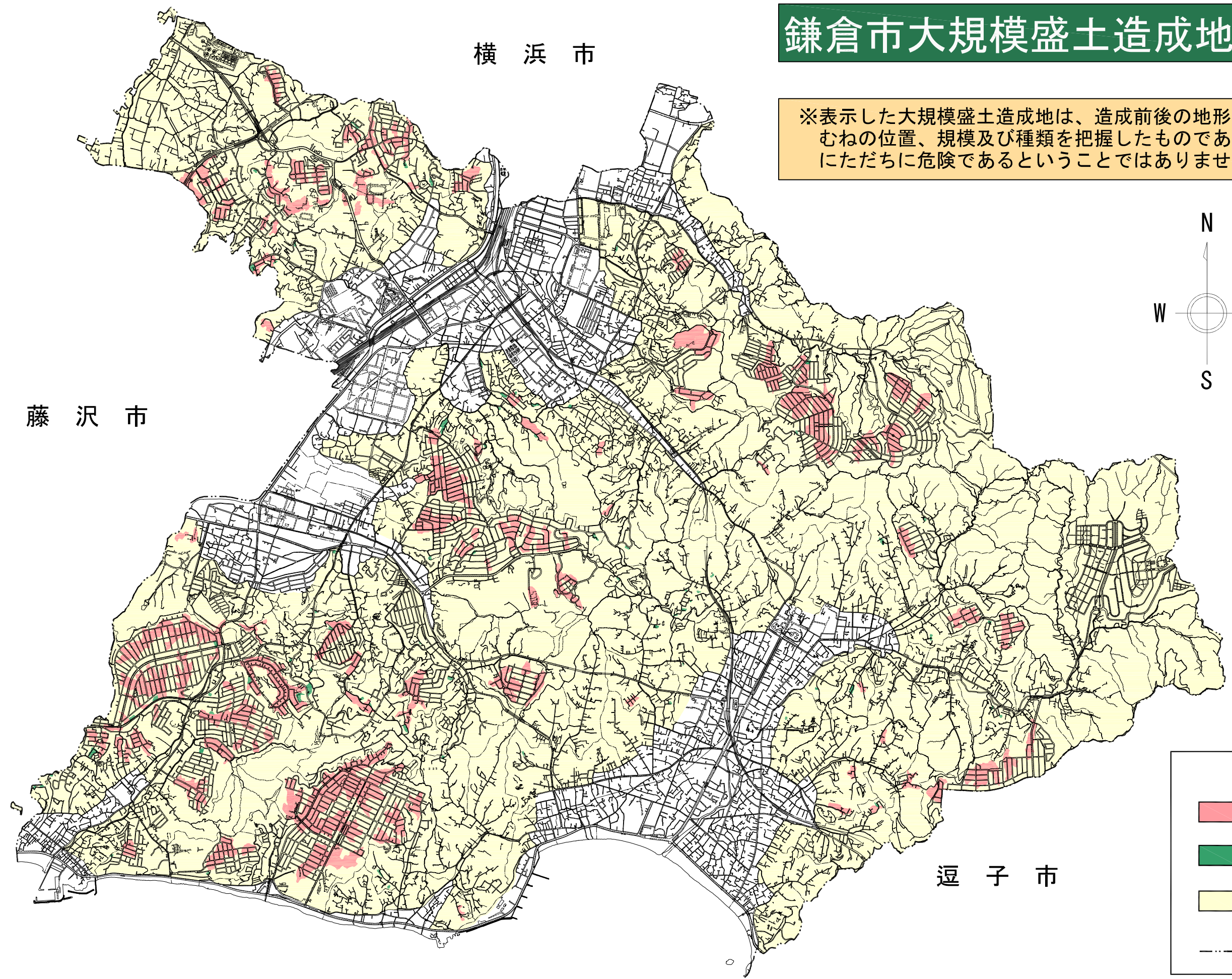
# 鎌倉市大規模盛土造成地マップ

横浜市

※表示した大規模盛土造成地は、造成前後の地形図等からおおむねの位置、規模及び種類を把握したものであり、地震時等にただちに危険であるということではありません。



藤沢市



逗子市

- 凡 例
- 谷埋め盛土
  - 腹付け盛土
  - 宅地造成工事規制区域
  - 市 境